

調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成29年2月3日(金)～平成29年3月6日(月)
- (2) 周知方法 平成29年1月20日号, 2月5日号, 2月20日号, 3月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地・金子を除く), みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所福祉総務課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 19件(6人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	4件
第1章「総則」に対する意見	0件
第2章「要支援者情報の把握・共有」に対する意見	4件
第3章「地域における支援体制」に対する意見	3件
第4章「要支援者への支援の方法」に対する意見	0件
第5章「支援方法の決定と個別支援計画の作成・保管」に対する意見	0件
第6章「災害時における支援」に対する意見	0件
第7章「避難支援体制の整備」に対する意見	2件
第8章「情報伝達等」に対する意見	0件
第9章「安否確認体制の整備」に対する意見	3件
第10章「避難誘導及避難所における支援」に対する意見	1件
第11章「避難訓練の実施」に対する意見	2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方	意見の反映
全般	1	<p>全体計画について P.9の「2 避難所における支援 (1)避難所における支援対策」において、次のとおり修正してください。 原案：「また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、」 修正案：「また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、避難所を敷地内禁煙とするなどの受動喫煙対策、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、」 また、P.10「(2) 二次避難所の体制整備」において、以下のとおり修正してください。 原案：「市は、指定した二次避難所において、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備できるよう努めるものとする。」 修正案：「市は、指定した二次避難所において、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられる、敷地内禁煙となっているなど、安心して生活ができる体制を整備できるよう努めるものとする。」 【理由】 調布市福祉健康部として市民に啓発しているとおり受動喫煙は健康被害が生じることがあり、特に高齢者や呼吸器や循環器に持病のある方は命にかかわる危険性があります。 当該計画は、このような受動喫煙により深刻な健康被害が生じやすい要支援者を対象としたものであることから、「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」に基づき、上記追記をしていただきたくお願いいたします。</p>	<p>調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）、行動計画（住民編）、行動計画（庁内編）の3つの計画を再編・統合し、調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）とするため、全体計画の内容につきましては、調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）に反映されております。 また、市が管理する施設の建物及びその敷地については、「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」に基づき、原則禁煙となっており、災害時の避難場所においても同様と認識しております。したがって、計画への記載は行いませんが、いただいた御意見を参考に、避難所の利用ルールを策定する際などの、検討課題のひとつとさせていただきます。</p>	
全般	2	<p>要支援者名簿の更新をお願いします。（3年以上していません。）</p>	<p>市では、本人からの同意を得て、平常時から警察署、消防署や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供するため、対象となる方に順次、同意確認を行っております。平成27年度には、要介護度3～5に認定されている方、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、愛の手帳（知的障害）をお持ちの方を対象に同意確認を実施しました。また、平成28年度には、75歳以上の一人暮らしの方を対象に同意確認を実施しております。平成29年度につきましては、75歳以上のみの世帯の方等を対象に同意確認を実施する予定となっております。登録情報の更新につきましては、同意確認作業と同様に重要であると認識しておりますので、定期的な更新に向けて検討して参ります。</p>	
全般	3	<p>親も高齢者、子供は障害者、通知が来ても返送出来ない状態の人には、平日から支援が入ってほしい。</p>	<p>親が高齢者、子供は障害者などの複数の生活課題を抱えている世帯への支援については、重要な課題であると認識しておりますので、課題解決に向けて関係機関で情報を共有し、日常からの支援につながるよう努めて参ります。</p>	
全般	4	<p>文字ばかりでなく、絵を入れたらもっとみやすくなると思います。（子どもにもよいのでは。）</p>	<p>御意見のとおり、全体的に絵を挿入し、見やすくいたします。</p>	○

第2章 要支援者情報の把握・共有

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
全般	5	数年前に「災害時要支援者台帳」を提出しました。台帳に記入されている情報（使用薬など）変わっている人は多いと思います。高齢の方も年々状況が変わっているのではないのでしょうか。ですが、台帳を提出してから更新はされておられません。支援組織への提供名簿は年1回更新されるとの事なので、台帳も定期的に更新される様にしてください。	「災害時要支援者台帳」については、障害福祉課で作成しており、概ね3年に1度更新しております。また、福祉総務課で作成しております「避難行動要支援者名簿」の登録情報の更新につきましては、同意確認作業と同様に重要であると認識しておりますので、定期的な更新に向けて検討して参ります。	
全般	6	名簿の記載情報を支援組織等へ提供することに同意しなかった人への再度の意思確認はされているのでしょうか。同意しない理由はさまざまですが、十分な理解がされていない人も含め、丁寧な説明が必要かと思えます。	避難行動要支援者名簿につきましては、平成27年度から順次同意確認を行っております。名簿の記載情報を支援組織等へ提供することに同意しなかった人への再度の意思確認は現在、実施しておりませんが、必要であると認識しておりますので、関係各課と情報を共有して更新頻度を含め検討して参ります。また、本事業については、市民の皆様十分に理解していただけるよう、丁寧に分かりやすい説明に努めて参ります。	
5ページ	7	要支援者情報の集約について、同意を得られない方々に対しても積極的に関わり、支援方法を作っていくてください。	同意を得られない方々の支援につきましては、重要な課題であると認識しておりますので、課題解決に向けて関係各課及び関係機関と連携しながら検討し、事業を進めて参ります。	
5ページ	8	「要支援者名簿」の情報を、2年ほど前に郵送で集めたと思いますが、次の更新はいつの予定でしょうか。定期的な更新を必ずお願いいたします。また、その2年ほど前に郵送で集めた際に、「同意しない」という選択肢もあったかと思いますが、そのほかにそもそも返送がなかった方もいると思います。私が気になるのは、その返送がなかった方々です。何らかの理由があると思います。障害のある方ご本人が記入するのが難しく、ご家族も高齢などで記入することが難しく、結果として返送ができない、ということもありうると思います。そのようなご家庭は実は家族まるごと支援が必要ということになりますので、障害福祉課や高齢者支援室と協働で、是非フォローをお願いしたいところです。	再度の意思確認につきましては、必要なことであると認識しておりますので、関係各課と情報を共有して更新頻度を含め検討して参ります。また、同意確認文書の返送ができない方々の対応につきましては、課題解決に向けて関係各課及び関係機関と連携しながら検討し、事業を進めて参ります。	

第3章 地域における支援体制

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
全般	9	共助の体制づくりは必要と思います。が、協定が結べる地域は少なく、集合住宅で居住し、昨年自治会の役員でしたが、まったく情報はありません。広く周知して頂き、さらに要支援者（障害者・児）への理解をして頂ける様な機会を増やしてほしいです。	平成28年度は、調布市社会福祉協議会の会員募集（6月）や防災講演会（11月）、調布市自治会連合協議会の防災フォーラム（2月）にて本事業の周知をいたしました。今後も、引き続き本事業について広く周知をして共助の体制づくりを推進いたします。	
7ページ	10	市と協定を結んでいる自治会等は、まだまだ少ないときいています。増やしていくために、広報を続けていただきたいです。	地域組織（自治会・マンション管理組合等）に対し、本事業を周知し、協定締結に結びつくよう努めて参ります。	
8ページ	11	支援組織について、市と協定を結んだ地域組織とありますが、その組織と要支援者との関係を、要支援者目線で支援が出来る組織となるのかよく検討して頂きたいです。組織にこだわらず支援が出来るケースもあるのではないかと思います。	支援組織につきましては、調布市地域防災計画で避難支援等関係者として定めております。また、組織にこだわらず支援が出来るケースにつきましては、関係各課及び関係機関と情報共有しつつ研究して参ります。	

第7章 避難支援体制の整備

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
20ページ	12	「避難行動要支援者検討会」はいつ頃設置されるのでしょうか。設置予定日を明記して頂きたいです	「避難行動要支援者検討会」は、平成28年9月に設置しており、避難行動要支援者名簿の作成等について関係各課連携をして、情報共有を図っております。今後も引き続き、関係各課で連携し、避難行動要支援者の避難支援等について検討して参ります。	
20ページ	13	「避難行動要支援者検討会」はいつ頃設置される予定でしょうか。早く設置して実際に動き出していただきたいので、計画の中に設置予定日を書いてほしいです。	「避難行動要支援者検討会」は、平成28年9月に設置しており、避難行動要支援者名簿の作成等について関係各課連携をし、情報共有を図っております。今後も引き続き、関係各課で連携し、避難行動要支援者の避難支援等について検討して参ります。	

第9章 安否確認体制の整備

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
全般	14	安否確認の伝達経路のイメージの中に避難所へ直接行った人からも情報が寄せられる（P.23避難所との連携・調整）のですから、イメージ図に避難所も入れた方が良くと思います。	災害対策福祉健康部の避難行動要支援者支援班において、関連機関及び各避難所の安否確認情報等を集約した災害対策本部と情報共有をして、避難行動要支援者の情報を集約することとなっております。P.28の図につきましては、避難行動支援者への安否確認情報等の伝達のイメージ図であるため、「避難所」が含まれておりませんが、今後分かりやすいイメージ図にするよう検討して参ります。	
28ページ	15	安否確認の情報については「一次避難所に伝えてほしい」と総合防災安全課から聞いています。しかし、この図の中に「一次避難所」が入っていません。総合防災安全課と福祉総務課とで安否確認情報の流れを再度確認してください。	御意見のとおり、安否確認の情報につきましては、避難所に伝えていただくこととしております。また、災害対策福祉健康部の避難行動要支援者支援班においては、関連機関及び各避難所の安否確認情報等を集約した災害対策本部と情報共有をして、避難行動要支援者の情報を集約することとなっております。	
28ページ	16	安否確認の情報については、「一次避難所に伝えてほしい」と総合防災安全課から言われています。しかし、この図の中に、「一次避難所」がはいっていません。総合防災安全課と福祉総務課とで、安否確認情報の流れを再度確認して、このイメージ図を修正していただきたいです。	御意見のとおり、安否確認の情報につきましては、避難所に伝えていただくこととしております。また、災害対策福祉健康部の避難行動要支援者支援班においては、関連機関及び各避難所の安否確認情報等を集約した災害対策本部と情報共有をして、避難行動要支援者の情報を集約することとなっております。P.28の図につきましては、避難行動支援者への安否確認情報等の伝達のイメージ図であるため、「避難所」が含まれておりませんが、今後分かりやすいイメージ図にするよう検討して参ります。	

第10章 避難誘導及避難所における支援

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
<p>30ページ1行目から4行目 30ページ17行目から19行目</p>	<p>17</p>	<p>P.29の「2 避難所における支援 (2) 避難所における支援対策」の6つ目の段落(P.30)について、以下のとおり修正してください。 原案：「また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、」 修正案：「また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取組みが重要であることから、保健師等による健康相談、避難所を敷地内禁煙とするなどの受動喫煙対策、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、」 また、同じくP.30の「(3) 二次避難所（福祉避難所）の体制整備」の3つ目の段落について、以下のとおり修正してください。 原案：「当該施設が二次避難所（福祉避難所）として機能するための必要な施設整備（耐震、耐火構造、バリアフリー化等）ができるよう努めるものとします。」 修正案：「当該施設が二次避難所（福祉避難所）として機能するための必要な施設整備（耐震、耐火構造、バリアフリー化、敷地内禁煙等）ができるよう努めるものとします。」 【理由】 調布市福祉健康部として市民に啓発しているとおり受動喫煙は健康被害が生じることがあり、特に高齢者や呼吸器や循環器に持病のある方は命にかかわる危険性があります。 当該計画は、このような受動喫煙により深刻な健康被害が生じやすい要支援者を対象としたものであることから、「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」に基づき、上記追記をしていただきたくお願いいたします。</p>	<p>市が管理する施設の建物及びその敷地については、「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」に基づき、原則禁煙となっており、災害時の避難場所においても同様と認識しております。したがって、計画への記載は行いませんが、いただいた御意見を参考に、避難所の利用ルールを策定する際などの、検討課題のひとつとさせていただきます。</p>	

第11章 避難訓練の実施

案	No	御意見等の概要	市の考え方	案への反映
全般	18	<p>現在、避難所となる市内の小・中学校では「避難所運営マニュアル」が作成されていますが、マニュアルが出来ましたとのお知らせは地域住民に周知されていません。</p> <p>避難訓練も例年変化なく行われている感じです。</p> <p>支援体制の整備が進んだら要支援者の支援を想定した避難訓練はいつ行われるのでしょうか。体制の整備が進む地域、まったく進まない地域と差が出てきてしまうと思います。進まない地域への対策をお願いします。</p>	<p>「避難所運営マニュアル」については、地域の方々と協働で作成しております。作成されたマニュアルはホームページに掲載されておりますが、御意見等を踏まえて、関係各課と協力してさらなる周知に努めて参ります。</p> <p>また、要支援者の支援を想定した避難訓練につきましては、平成27年度・平成28年度には、協定を締結した組織が調布市総合防災訓練と連携し、安否確認訓練を実施しました。</p> <p>支援体制の整備につきましては、地域において大きな格差が生じることがないように、関係各課と連携し、検討して参ります。</p>	
31ページ	19	<p>避難訓練は、実際に行っているのでしょうか。おこなっている自治会等がございましたら、自治会・地区協報告会などで、情報共有をしていただきたいです。またその際には一般にも公開していただきたいです。</p>	<p>要支援者の支援を想定した避難訓練につきましては、平成27年度・平成28年度に協定締結した組織が調布市防災訓練と連携した安否確認訓練を実施しました。避難訓練の情報につきましては、自治会等と連携して情報共有を図って参ります。</p>	

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。